



## 英国 AAIB 視察・調査報告(7)

日乗連 LEGAL 委員会による英国の航空事故調査委員会調査に関しては、これまでのシリーズニュースで、交通省での調査報告、事故調査委員会 (AAIB) 調査報告、被害者支援について紹介してきました。

今回からは日乗連顧問の米倉弁護士による、英国事故調査制度を法的な面から掘り下げた報告です。英国では事故調査が犯罪捜査に優先する、という制度がどのような法律によって裏づけられているかを知るための貴重なレポートです。少々難しい内容ですが、是非ご一読ください。

### イギリスの航空事故調査制度 (その1)

弁護士 米倉 勉

筆者は、2008年6月18・19日の両日、日本乗員組合連絡会議 (Air Line Pilot's Association of Japan) が実施した訪英調査に同行して、イギリスの事故調査委員会 (AAIB)、運輸省、British Air Line Pilot's Association での聞き取り調査を行なう機会を得た。本稿は、インターネット上で入手できる同国の民間航空 (航空事故及びインシデント調査) 規則や AAIB の Web 情報に加えて、AAIB 等における聞き取り調査の内容と、提供を受けた資料に基づき、イギリスにおける航空事故調査制度の概要を報告するものである。

#### 1. イギリスの法制度

まず、イギリスにおける航空事故調査制度およびその運用に関して定めている関連法令等を概説すると、以下のとおりである。

##### (1) 民間航空法および事故調査規則 (1996年)

イギリスにおける民間航空機の航空事故調査は、「1996年民間航空 (航空事故及びインシデント調査) 規則 (法令文書 1996年 2798号)」 (Statutory Instrument 1996 No.2798 The Civil Aviation (Investigation of Air Accidents and Incidents) Regulations 1996- continued) の規定に基づいて行われている。この規則 (以下「事故調査規則」という) は、1982年民間航空法 (the Civil Aviation Act 1982) に基づいて運輸大臣が制定したものであり、これらの法令がイギリスにおける航空事故及びインシデント調査 (以下「事故調査」という) の全般について定めている。



以下、イギリスにおける航空事故調査官 (Inspectors) 及び事故調査委員会 (Air Accidents Investigation Branch : AAIB) による事故調査の制度について紹介するが、これらはすべて上記の事故調査規則に基づいて実施されるものである。

なお、AAIB は Web Site に「航空事故 警察及び緊急サービスのためのガイダンス」(以下「Web ガイダンス」という)を掲げて、事故発生時に事故現場に関わる警察、消防その他の緊急サービスに対して、航空事故調査官の位置や権限、警察及び緊急サービスとの関係、これらとの連携について詳細に説明している。この Web ガイダンスの内容も、イギリスにおける事故調査の実態を知る上で有用である。

## (2) CPS との了解覚書 (2005 年)

航空事故等に関して事故調査当局と検察当局の関係を調整する文書として、「公訴局 (注1) と航空事故調査委員会、海難事故調査委員会、鉄道事故調査委員会との了解覚書」(「Memorandum of Understanding Between The Crown Prosecution Service and The Air Accident Investigation Branch, The Marine Accident Investigation Branch, The Rail Accident Investigation Branch」)がある(以下「CPS との了解覚書」という)。

これは、日本の検察庁に当たる公訴局 (The Crown Prosecution Service、以下「CPS」という)と航空・海難・鉄道の3つの事故調査委員会(以下「AIB」という)の間の合意書であり、CPS の長官 (Director) と各 AIB の主任調査官 (Chief Inspector) が 2005 年 9 月に署名している。

## (3) 「災害と法 - 調査の形態についての決定」(1991 年)

次に、航空事故における事故調査と犯罪捜査の関係に関する文書として、「災害と法 - 調査の形態についての決定」(「Disasters and the Law: Deciding the form of Inquiry」)がある。

これは 1991 年 5 月に、司法部の長である大法官 (The Lord Chancellor : 注2) によって記されたメモランダムであり、事故調査が原則として犯罪捜査に優先するべきものとされている。

< 次号は事故調査委員会 (AAIB) に関する「事故調査規則」についての解説です >